

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜ 個 票 情 報 ＞

所 管 部 署	議事調査課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

＜ 処 分 の 概 要 ＞

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例第 57 条

＜ 処分基準／聴聞・弁明手続 ＞

基 準 規 定	紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例第 57 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例 第 57 条 偽りその他不正の手段により、第 24 条第 1 項の決定に基づく保有個人 情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画経営課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例第 6 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例第 6 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例 （使用許可の取消し等） 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、施設の使用の許可を取り消し、又は停止することができる。 （1） その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 （2） 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。 （3） 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （4） 使用者が使用の許可に付した条件に違反したとき。 （5） 施設が災害その他の理由により使用できなくなったとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画経営課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	分担金の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市携帯電話鉄塔整備事業分担金徴収条例第 2 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市携帯電話鉄塔整備事業分担金徴収条例第 2 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市携帯電話鉄塔整備事業分担金徴収条例 （分担金） 第 2 条 分担金は、当該事業によって利益を受ける電気通信事業者から徴収する。 2 前項の分担金の額は、事業に要する費用に 10 分の 1 を乗じて得た額を超えない範囲内において市長が定める。 3 分担金は、一括して徴収する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	公共施設マネジメント課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市行政財産使用料条例第 2 条、別表 紀の川市道路占用料徴収条例第 2 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市行政財産使用料条例 （使用料の徴収） 第 2 条 法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、使用料を徴収する。 2 使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、紀の川市道路占用料徴収条例(平成 17 年紀の川市条例第 179 号)を準用することが適当であると認められるときは、その額とする。 3 前項に定めのない使用料については、市長が別に定める。 別表 省略 ○紀の川市道路占用料徴収条例 （占用料の額） 第 2 条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表により難しいものについては、別表に準じてその都度市長が定める。 2 前項の規定にかかわらず、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条の規定により、非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定する額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項において定められた占用料の額の合計額が 100 円に満たない場合の占用料の額は、100 円とする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	地方公共団体 公用財産管理事務 質疑応答集（第一法規）
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	交通政策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市営駐車場条例第 6 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市営駐車場条例第 6 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市営駐車場条例 （使用料） 第 6 条 駐車場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1 区画につき、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納付しなければならない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日
-------	-----------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	交通政策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用許可の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市営駐車場条例第9条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市営駐車場条例第7条、第8条、第9条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市営駐車場条例 （利用の権利の譲渡等の禁止） 第7条 利用者は、駐車場利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （行為の制限） 第8条 利用者は、駐車場で次に掲げる行為をしてはならない。 （1） 駐車場の施設を破損し、又は汚損すること。 （2） 他の自動車の駐車を妨げること。 （3） 指定された場所以外に自動車を駐車すること。 （4） みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他汚物を捨てること。 （5） 前各号に掲げるもののほか、市長において管理上支障があると認めたこと。 （利用許可の取消し） 第9条 市長は、前2条の規定及び次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。 （1） 駐車場以外の目的に使用したとき。 （2） 2箇月以上の使用料の納付を怠ったとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、市長において特に必要があると認めたとき。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	交通政策課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放棄自動車に対する撤去命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例第 12 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例第 12 条 紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例施行規則第 7 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例 （措置命令） 第 12 条 市長は、放棄自動車の所有者等に対し、当該放棄自動車を撤去するよう命ずることができる。 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要のためあらかじめ弁明の機会を与えるいとまがないときは、この限りでない。 ○紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例施行規則 （措置命令） 第 7 条 条例第 12 条第 1 項の規定による措置命令は、措置命令書（様式第 3 号）により行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備考	
設定日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	交通政策課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放置自転車等に対する移動命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例第 15 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例第 15 条 紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例施行規則第 11 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例 （放置自転車等に対する措置） 第 15 条 市長は、公共の場所において自転車等が放置されていることにより、市民の良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等の駐車場その他適切な場所に移動するよう命ずることができる。 2 市長は、前項に規定する命令を行った日から起算して 7 日間放置されているときは、当該自転車等をあらかじめ定めた場所に移動することができる。 ○紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例施行規則 （移動の命令） 第 11 条 条例第 15 条第 1 項の規定による移動の命令は、警告札（様式第 7 号）により行うものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	交通政策課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放棄自動車の撤去等費用の実費の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例第 18 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例第 18 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例 （撤去等費用の徴収） 第 18 条 市長は、第 16 条第 1 項の規定により保管している放棄自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放棄自動車の引取りの通知を受けた所有者等から、当該放棄自動車の撤去及び保管に要した費用の実費を徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 2 市長は、第 16 条第 1 項の規定により保管している放置自転車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放置自転車の引取りの通知を受けた所有者等から、当該放置自転車の撤去及び保管に要した費用を徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 3 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	交通政策課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放置自転車の撤去等費用の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例第 18 条第 2 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例第 18 条 紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例施行規則第 16 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例 （撤去等費用の徴収） 第 18 条 市長は、第 16 条第 1 項の規定により保管している放棄自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放棄自動車の引取りの通知を受けた所有者等から、当該放棄自動車の撤去及び保管に要した費用の実費を徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 2 市長は、第 16 条第 1 項の規定により保管している放置自転車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放置自転車の引取りの通知を受けた所有者等から、当該放置自転車の撤去及び保管に要した費用を徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 3 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。 ○紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例施行規則 （費用の額） 第 16 条 条例第 18 条第 3 項に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。 表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	交通政策課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	引取りのない放棄自動車等の処分
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例第 19 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例第 19 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市放棄自動車等の防止及び処理に関する条例 （引取りのない放棄自動車等の処分） 第 19 条 市長は、第 16 条の規定による措置を講じたにもかかわらず、保管する期間を経過したときにおいても引取りのない放棄自動車等については、処分する旨をあらかじめ告示し、当該放棄自動車等を処分することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市情報公開条例第 14 条第 2 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市情報公開条例第 14 条 紀の川市手数料条例第 2 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市情報公開条例 （費用の負担） 第 14 条 この条例の規定に基づく公文書の閲覧に係る費用は、紀の川市手数料条例（平成 17 年紀の川市条例第 59 号。以下この条において「手数料条例」という。）の規定にかかわらず無料とする。 2 この条例に基づく公文書（公文書を複写したものを含む。）の写しの交付を受けたものは、手数料条例に定める費用を負担しなければならない。
	○紀の川市手数料条例 （種類及び金額） 第 2 条 手数料の種類及び金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、同表（16）の項及び（27）の項の金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。 別表 省略
参 考 資 料	【基準】 上記の条文による。
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	令和7年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	収納対策課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市債権管理条例第 7 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市債権管理条例第 7 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市債権管理条例 （延滞金） 第 7 条 公債権について前条の規定による督促を受けた者が、履行期限後にその納付額を納付する場合においては、当該納付金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(当該履行期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。 3 第 1 項の規定により延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 4 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	収納対策課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	履行期限の繰上げ
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市債権管理条例第 12 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市債権管理条例第 12 条 紀の川市債権管理条例施行規則第 8 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市債権管理条例 （履行期限の繰上げ） 第 12 条 市長は、非強制徴収債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき、その他特に支障があると認めるときは、この限りでない。 ○紀の川市債権管理条例施行規則 （履行期限の繰上げ） 第 8 条 条例第 12 条に規定する履行期限を繰り上げる旨の通知は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。 （1） 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。 （2） 債務者が自ら担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。 （3） 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。 （4） 相続について限定承認があったとき。 （5） 財産分離の請求があったとき。 （6） 相続財産法人が成立したとき。 （7） 会社が解散したとき。 （8） その他法令の規定又は契約による期限の利益を喪失したとき。 2 履行期限の繰上げの通知は、履行期限繰上通知書（様式第 3 号）を債務者に送付することにより行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	危機管理消防課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	負担金の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市消火栓設置事業負担金徴収条例第 3 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市消火栓設置事業負担金徴収条例第 3 条、第 4 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市消火栓設置事業負担金徴収条例 （負担金の額） 第 3 条 負担金の額は、行政区の消火栓設置に要する費用に対し次の区分により負担金を徴収するものとする。 （1） 消火栓設置に要する費用の 3 分の 1 （2） 配水管及び延伸工事費の 3 分の 1 （負担金の徴収） 第 4 条 負担金は、納入通知書を発行した日から市長の指定する日までに納付しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日
-------	------------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	危機管理消防課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	支給決定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市犯罪被害者等支援条例施行規則第 14 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市犯罪被害者等支援条例施行規則第 14 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市犯罪被害者等支援条例施行規則 （支給決定の取消し） 第 14 条 市長は、支援金等の支給の決定後において、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金等の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 （1） 支援金等の支給対象者に該当しないこと又は第 11 条各号のいずれかに該当することが判明したとき。 （2） 偽りその他不正な手段により支援金等の支給の決定又は支援金等の支給を受けたとき。 2 市長は、前項の規定により支援金等の支給の決定を取り消した場合は、支援金等の支給の決定を受けた者に対して紀の川市犯罪被害者等支援金等支給決定取消通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	

備考	
設定日	令和7年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	危機管理消防課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	支援金等の返還
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市犯罪被害者等支援条例施行規則第 15 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市犯罪被害者等支援条例施行規則第 15 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市犯罪被害者等支援条例施行規則 （支援金等の返還） 第 15 条 支援金等の支給を受けた者が、前条の規定により支援金等の支給の決定 を取り消されたときは、当該支援金等を返還しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市保健福祉センター条例第 8 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市保健福祉センター条例第 8 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市保健福祉センター条例 （使用料） 第 8 条 前条の規定により、施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第 6 条各号の貸出対象施設を利用する際には、別表に掲げる額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納付しなければならない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日
-------	------------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用許可の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市保健福祉センター条例第 12 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市保健福祉センター条例第 12 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市保健福祉センター条例 （利用の許可の取消し等） 第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 （1） 利用者がこの条例に基づく利用条件に違反したとき。 （2） 利用者が虚偽の利用申請その他不正手段によってその許可を受けたとき。 （3） 利用者が施設等を承認された利用目的以外の目的に使用したとき、又は使用しようとしたとき。 （4） 利用者が施設等を故意に汚損し、又は破損したとき。 （5） 施設等の管理上特に必要があるとき。 （6） 公益の確保のため、特に必要があるとき。 2 市長は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受けたことによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不足分の使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市保健福祉センター管理運営規則第 11 条第 3 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市保健福祉センター管理運営規則第 11 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市保健福祉センター管理運営規則 （利用の変更及び取消し） 第 11 条 利用者は、施設等の利用を取り消し、又は使用時間、日時及び利用施設・附属設備等の変更その他利用の目的等の変更をしようとするときは、直ちに打田保健福祉センターホール田園利用許可変更(取消し)申請書(様式第 8 号)、打田保健福祉センターホール田園附属設備利用許可変更(取消し)申請書(様式第 9 号)及び桃山保健福祉センター施設利用許可変更(取消し)申請書(様式第 10 号)に利用許可書を添えてあらかじめ管理者に提出しなければならない。 2 管理者は、前項の規定により申請を許可したときは、打田保健福祉センターホール田園利用許可変更(取消し)許可書(様式第 11 号)、打田保健福祉センターホール田園附属設備利用許可変更(取消し)許可書(様式第 12 号)及び桃山保健福祉センター施設利用許可変更(取消し)許可書(様式第 13 号)を申請者に交付するものとする。 3 前項の規定により利用変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の額に対して不足が生じるときは、利用者は、直ちに当該不足分を納付しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	し尿及び浄化槽汚泥の収集手数料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条、別表第 1 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 5 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物の処理手数料） 第 15 条 合併前の那賀町の区域において市が収集するし尿及び浄化槽汚泥の収集手数料は、別表第 1 に定める額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、合併前の那賀町の区域以外の区域において許可された一般廃棄物処理業者の徴収する収集手数料は、この規定によらない。 2 市が収集する一般廃棄物（ごみ）の処理手数料は、別表第 2 に定める額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。 別表 省略 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 （手数料単位等） 第 5 条 条例別表第 1 のし尿及び浄化槽汚泥の収集手数料の取扱いについては、次に定めるものとする。 (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集量の算出は、18 リットル当たりとし、これに満たない場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、収集量が 90 リットルに満たない場合は、90 リットルとして取り扱うものとする。 (2) 収集手数料については、条例別表第 1 に定める額に前号の規定により算出された収集量を乗じて得た額を手数料として徴収する。 (3) 前号の収集手数料に 100 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	浄化槽清掃業の許可等の申請手数料の徴収（第 22 条準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 29 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 22 条、第 29 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物処理業の許可等の申請手数料） 第 22 条 一般廃棄物処理業の許可、許可の更新又は許可証の再交付を受けようとする者は、次の手数料を納付しなければならない。 （1） 許可申請手数料 1 件につき 10,000 円 （2） 更新許可申請手数料 1 件につき 10,000 円 （3） 許可証再交付申請手数料 1 件につき 5,000 円 （準用） 第 29 条 第 18 条第 3 項及び第 4 項、第 19 条、第 20 条並びに第 22 条の規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、「一般廃棄物処理業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市墓地条例第 6 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市墓地条例第 6 条、別表第 2
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市墓地条例 （使用料） 第 6 条 墓地を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定めるところにより、使用料を納めなければならない。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市墓地条例第 7 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市墓地条例第 7 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市墓地条例 （使用の取消し） 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。 （1） 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸したとき。 （2） 使用許可を受けない区画を使用したとき。 （3） 墓地の施設を毀損したとき。 （4） 市長の指示及び使用契約事項に違反したとき。 （5） 前各号に掲げるもののほか、緊急の事態が発生したとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	除草等の命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市あき地管理の適正化に関する条例第 5 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市あき地管理の適正化に関する条例第 5 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市あき地管理の適正化に関する条例 （除草等の命令） 第 5 条 市長は、あき地が危険な状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者等に対し雑草又は枯草の除去その他危険な状態の除去に必要な措置を命令することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 5 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 2 年 7 月 3 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	騒音の防止の方法の改善等命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	和歌山県公害防止条例第 27 条第 3 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	和歌山県公害防止条例第 27 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○和歌山県公害防止条例 （計画変更勧告及び計画変更命令等） 第 27 条 知事は、第 24 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造、配置又は使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができる。 2 知事は、第 24 条第 2 項又は前条第 2 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 4 知事は、第 24 条第 3 項又は前条第 3 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度

	において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 2 年 7 月 3 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	振動の防止の方法の改善等命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	和歌山県公害防止条例第 27 条第 5 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	和歌山県公害防止条例第 27 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○和歌山県公害防止条例 （計画変更勧告及び計画変更命令等） 第 27 条 知事は、第 24 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造、配置又は使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができる。 2 知事は、第 24 条第 2 項又は前条第 2 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 4 知事は、第 24 条第 3 項又は前条第 3 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度に

	において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 2 年 7 月 3 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	騒音の防止の方法の改善等命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	和歌山県公害防止条例第 31 条第 5 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	和歌山県公害防止条例第 31 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○和歌山県公害防止条例 （改善勧告及び改善命令等） 第 31 条 知事は、第 20 条第 1 項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、工程又は施設の構造若しくは配置、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法の改善その他必要な措置をとることを命じ、又は指定工場内の施設の使用若しくは作業の一時停止を命ずることができる。 （1） ばい煙等が排出基準に違反しているとき。 （2） 第 20 条第 1 項の許可に付した条件に違反しているとき。 2 知事は、第 24 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定による届出をした者が、その特定施設について前項第 1 号に掲げる事項に該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その特定施設の構造、配置若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法の改善その他必要な措置をとることを命じ、又はその特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。 3 前 2 項の規定は、第 22 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定による届出をした者については、当該工場が指定工場となり、又は当該施設が特定施設となった日から 6 か月間（当該工場又は当該施設が規則で定めるものである場合にあっては、3 年間以内で規則で定める期間）は適用しない。 4 知事は、騒音規制地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方

	法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 6 前2項の規定は、第25条第2項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、騒音規制地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第26条第2項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。 7 知事は、振動規制地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 9 前2項の規定は、第25条第3項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、振動規制地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第26条第3項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設 定 日	令和7年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 2 年 7 月 3 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	振動の防止の方法の改善等命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	和歌山県公害防止条例第 31 条第 8 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	和歌山県公害防止条例第 31 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○和歌山県公害防止条例 （改善勧告及び改善命令等） 第 31 条 知事は、第 20 条第 1 項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、工程又は施設の構造若しくは配置、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法の改善その他必要な措置をとることを命じ、又は指定工場内の施設の使用若しくは作業の一時停止を命ずることができる。 （1） ばい煙等が排出基準に違反しているとき。 （2） 第 20 条第 1 項の許可に付した条件に違反しているとき。 2 知事は、第 24 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定による届出をした者が、その特定施設について前項第 1 号に掲げる事項に該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その特定施設の構造、配置若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法の改善その他必要な措置をとることを命じ、又はその特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。 3 前 2 項の規定は、第 22 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定による届出をした者については、当該工場が指定工場となり、又は当該施設が特定施設となった日から 6 か月間（当該工場又は当該施設が規則で定めるものである場合にあっては、3 年間以内で規則で定める期間）は適用しない。 4 知事は、騒音規制地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方

	法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 6 前2項の規定は、第25条第2項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、騒音規制地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第26条第2項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。 7 知事は、振動規制地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 9 前2項の規定は、第25条第3項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、振動規制地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第26条第3項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設 定 日	令和7年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 2 年 7 月 3 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定建設作業に係る騒音又は振動の防止の方法の改善等命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	和歌山県公害防止条例第 37 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	和歌山県公害防止条例第 37 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○和歌山県公害防止条例 （改善勧告及び改善命令） 第 37 条 知事は、前条第 1 項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。 3 知事は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について、前 2 項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 2 年 7 月 3 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	拡声機の使用に係る措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	和歌山県公害防止条例第 38 条第 4 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	和歌山県公害防止条例第 38 条 和歌山県公害防止条例施行規則第 24 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○和歌山県公害防止条例 （拡声機の使用の制限） 第 38 条 何人も、病院、学校等の周辺その他特に静穏の保持を必要とする区域として規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。 2 何人も、航空機(航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 1 項に規定する航空機をいう。)を利用して商業宣伝を行う場合は、午後 5 時から翌日の午前 10 時までの間においては、機外に向けて拡声機を使用してはならない。 3 何人も、前 2 項に規定する場合のほか、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合は、その使用の方法及び音量に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。 4 知事は、前 3 項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。 5 第 20 条第 5 項の規定は、第 1 項の規則で定める区域を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 2 年 7 月 3 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	飲食店営業等に係る騒音の防止の方法の改善等命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	和歌山県公害防止条例第 39 条の 2 第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	和歌山県公害防止条例第 39 条の 2
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○和歌山県公害防止条例 （改善勧告及び改善命令） 第 39 条の 2 知事は、飲食店営業等を営む者が前条第 1 項又は第 2 項の規定に違反することにより、当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該営業を営む者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音防止の方法を改善し、又は音響機器の使用の停止等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音防止の方法の改善又は音響機器の使用の停止等必要な措置を命ずることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与

備考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設定日	令和 7 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	資源物の持ち去りの禁止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条の 3

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 9 条の 4 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 3 条、第 4 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （資源物の持ち去りの禁止等） 第 9 条の 2 市又は市から収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者は、第 7 条に規定する一般廃棄物処理計画に基づき所定の集積所に排出された資源物（一般廃棄物のうち再生利用等が可能なものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。 2 市民は、前項の規定に違反する資源物の収集又は運搬を防止するために市が実施する措置に協力するとともに、同項に規定する者以外による資源物の収集又は運搬を発見したときは、遅滞なくその旨を市に通報するよう努めるものとする。 3 資源物のうち、集団回収等の市民の自主的な活動により所定の場所に持ち出されたものは、当該市民が指定する者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。 （警告、勧告及び命令） 第 9 条の 3 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、資源物を収集又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう、警告、勧告及び命令することができる。 （違反事実の公表） 第 9 条の 4 市長は、前条の規定により命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、当該命令を受けた者の氏名、違反行為、使用した車両その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより、公表することができる。 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、前条に規定する命令を受けた者並びにその者が使用した車両の所有者及び使用者に、あらかじめその理由を通知し、その者が意見を述べ、違反の事実がない証拠を提示する機会を与えなければならない。

	○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (収集又は運搬の禁止命令等) 第 3 条 条例第 9 条の 3 の規定による警告、勧告及び命令は、次に掲げる様式により行うものとする。 (1) 警告 収集・運搬禁止警告書(様式第 1 号の 1) (2) 勧告 収集・運搬禁止勧告書(様式第 1 号の 2) (3) 命令 収集・運搬禁止命令書(様式第 1 号の 3) (違反事実の公表) 第 4 条 条例第 9 条の 4 第 1 項の規定による公表は、次の事項を掲げて行う。 (1) 禁止命令を受けた者(以下「違反者」という。)の住所及び氏名 (2) 禁止行為を行った日時及び場所 (3) 違反行為の内容 (4) 違反者が使用した車両の登録番号 (5) 違反者が使用した車両の自動車検査証等に記載された所有者又は使用者の住所及び氏名又は名称 2 前項の公表は、告示、市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。 3 前項の公表の期間は、30 日以内とする。 4 条例第 9 条の 4 第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に掲げる様式により行う。 (1) 違反者 公表通知書(様式第 2 号の 1) (2) 車両所有者等 公表通知書(様式第 2 号の 2)
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	持ち去りを禁止している資源物 (缶類、びん類、ペットボトル、新聞類・その他紙類、小型電気電子機器類 その他金属類を原料とするもの)
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	一般廃棄物の処理手数料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条第 2 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条、別表第 2
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物の処理手数料） 第 15 条 合併前の那賀町の区域において市が収集するし尿及び浄化槽汚泥の収集手数料は、別表第 1 に定める額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、合併前の那賀町の区域以外の区域において許可された一般廃棄物処理業者の徴収する収集手数料は、この規定によらない。 2 市が収集する一般廃棄物（ごみ）の処理手数料は、別表第 2 に定める額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。 別表 省略 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条第 3 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物の処理手数料） 第 15 条 合併前の那賀町の区域において市が収集するし尿及び浄化槽汚泥の収集手数料は、別表第 1 に定める額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、合併前の那賀町の区域以外の区域において許可された一般廃棄物処理業者の徴収する収集手数料は、この規定によらない。 2 市が収集する一般廃棄物（ごみ）の処理手数料は、別表第 2 に定める額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	一般廃棄物処理業の許可等の申請手数料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 22 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 22 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物処理業の許可等の申請手数料） 第 22 条 一般廃棄物処理業の許可、許可の更新又は許可証の再交付を受けようとする者は、次の手数料を納付しなければならない。 （1） 許可申請手数料 1 件につき 10,000 円 （2） 更新許可申請手数料 1 件につき 10,000 円 （3） 許可証再交付申請手数料 1 件につき 5,000 円
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定の効力の停止
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第 8 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第 8 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則 （指定の効力の停止） 第 8 条 市長は、一般廃棄物再生輸送業者及び一般廃棄物再生活用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその指定の効力を停止することができる。 （1） 法、この規則若しくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき。 （2） 第 4 条に規定する基準に適合しなくなったとき（次条第 1 項第 1 号に該当するときを除く。）、又は第 5 条第 3 項の規定により当該指定に付した条件に違反したとき。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備考	
設定日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第 9 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第 9 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則（指定の取消し） 第 9 条 市長は、一般廃棄物再生輸送業者及び一般廃棄物再生活用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。 (1) 第 4 条第 1 項第 7 号又は同条第 2 項第 9 号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 前条第 1 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 (3) 不正の手段により第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の指定又は第 6 条第 1 項の承認を受けたとき。 2 市長は、一般廃棄物再生輸送業者及び一般廃棄物再生活用業者が前条第 2 号に該当した場合であって、情状が特に重いと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与

備考	
設定日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 11 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 11 条 紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 10 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 （許可の取消し） 第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、事業者に対し、許可を取り消すことができる。 （1） 虚偽その他不正な手段により、第 7 条又は第 8 条の規定による許可を受けた場合 （2） 前条の規定に違反した場合 （3） 第 13 条の規定に違反した場合 （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が許可の取消しを必要と認める場合 ○紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 （許可の取消し） 第 10 条 条例第 11 条の規定による許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て等事業許可取消書（様式第 16 号）により行うものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 12 条第 2 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 19 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 （事業の協議及び許可） 第 7 条 事業者は、事業の施行に当たっては、事前に規則で定めるところにより市長と協議し、許可を受けなければならない。 2 事業者は、市長の事業の施行許可後 1 年以内に事業施行を行わない場合は、原則として無効とし、再度市長と協議し、許可を受けなければならない。 （事業等の変更） 第 8 条 前条の規定による許可を受けた事業者は、許可に係る事業内容等を変更しようとするときは、事前に規則で定めるところにより市長と協議し、変更の許可を受けなければならない。 （許可の条件） 第 9 条 市長は、前 2 条の規定に基づく協議が完了し、許可をするときは、災害の防止又は住民の良好な生活環境を保全するために必要な条件を付することができる。 （事業の開始及び完了等） 第 12 条 事業者は、第 7 条の規定による許可を受け、事業を開始しようとするとき、また、事業が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより届出を市長にしなければならない。 2 市長は、前項の規定による事業の完了の届出を受けたときは、第 7 条及び第 8 条並びに第 9 条若しくは次条の規定による許可事項並びに条件に対する適不適を確認し、不適と認めた場合は、事業者等に対し、必要な改善又は措置を命ずることができる。 （施行基準の遵守） 第 13 条 事業者等は、事業の施行に当たっては、規則で定める設計及び施行基準を遵守しなければならない。 （違反事実の公表）

	第 19 条 市長は、事業者等が第 12 条第 2 項又は第 17 条若しくは前条の規定による命令に違反又は住民の安全と生活環境の保全上必要があると認める場合は、その事実を公表することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 17 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 16 条、第 17 条、第 19 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (改善勧告) 第 16 条 市長は、事業者等が第 13 条の規定による設計及び施行基準に違反して事業を行っているとき、又は災害が生ずるおそれがあると認めた場合は、改善するよう勧告することができる。 (措置命令) 第 17 条 市長は、事業者等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。 (違反事実の公表) 第 19 条 市長は、事業者等が第 12 条第 2 項又は第 17 条若しくは前条の規定による命令に違反又は住民の安全と生活環境の保全上必要があると認める場合は、その事実を公表することができる。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備考	
設定日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	監督処分
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 18 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 18 条、第 19 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 （監督処分） 第 18 条 市長は、事業者等が第 7 条及び第 8 条の規定による許可なくして、又は 第 9 条の規定による当該許可に付された条件に違反して事業を施行しているときは、事業者等に対し、当該事業の停止を命じ、期限を定めて原状への復旧その他必要な措置を命ずることができる。 （違反事実の公表） 第 19 条 市長は、事業者等が第 12 条第 2 項又は第 17 条若しくは前条の規定による命令に違反又は住民の安全と生活環境の保全上必要があると認める場合は、その事実を公表することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備考	
設定日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	行政措置
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 20 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 7 条、第 8 条、第 12 条第 1 項・第 2 項、第 14 条、第 15 条第 1 項、第 17 条、第 18 条、第 20 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 （事業の協議及び許可） 第 7 条 事業者は、事業の施行に当たっては、事前に規則で定めるところにより市長と協議し、許可を受けなければならない。 2 事業者は、市長の事業の施行許可後 1 年以内に事業施行を行わない場合は、原則として無効とし、再度市長と協議し、許可を受けなければならない。 （事業等の変更） 第 8 条 前条の規定による許可を受けた事業者は、許可に係る事業内容等を変更しようとするときは、事前に規則で定めるところにより市長と協議し、変更の許可を受けなければならない。 （事業の開始及び完了等） 第 12 条 事業者は、第 7 条の規定による許可を受け、事業を開始しようとするとき、また、事業が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより届出を市長にしなければならない。 2 市長は、前項の規定による事業の完了の届出を受けたときは、第 7 条及び第 8 条並びに第 9 条若しくは次条の規定による許可事項並びに条件に対する適不適を確認し、不適と認めた場合は、事業者等に対し、必要な改善又は措置を命ずることができる。 （報告の徴収） 第 14 条 市長は、事業の施行中及び施行後において、事業者等に対し、事業の状況及び土砂等の保管、収集、運搬その他事業等に関し必要な事項の報告を求めることができる。 （立入検査） 第 15 条 市長は、事業の施行中及び施行後において、市関係職員等をして事業者等の事務所若しくは事業所等又は事業区域にある土地若しくは建物に立入りをさせ、事業等に関する施設、帳簿書類その他の物件の検査及び関係者に質問さ

	せることができる。 2 前項の規定により立入りをする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (措置命令) 第17条 市長は、事業者等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。 (監督処分) 第18条 市長は、事業者等が第7条及び第8条の規定による許可なくして、又は第9条の規定による当該許可に付された条件に違反して事業を施行しているときは、事業者等に対し、当該事業の停止を命じ、期限を定めて原状への復旧その他必要な措置を命ずることができる。 (行政措置) 第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は必要な行政措置をとることができる。 (1) 第7条又は第8条の規定に違反した者 (2) 第12条第2項若しくは第17条又は第18条の規定による命令に違反した者 (3) 第12条第1項の規定による届出若しくは第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者 (4) 第15条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用の停止又は取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例第 6 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例第 6 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例 （利用の停止又は取消し） 第 6 条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。 （1） この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。 （2） 利用の許可の条件に違反したとき。 （3） 前 2 号に掲げるもののほか、管理者において必要があると認めるとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ※行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	費用の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市生活支援ハウス運営事業に関する条例第 4 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市生活支援ハウス運営事業に関する条例第 4 条、別表 紀の川市生活支援ハウス運営事業実施要綱第 7 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市生活支援ハウス運営事業に関する条例 （費用の徴収） 第 4 条 市長は、住居利用者から住居利用に係る費用（光熱水費を除く。）を徴収する。 2 前項に規定する費用の額は、別表のとおりとする。この場合において、当該利用の期間が 1 月未満のときは、日割計算により算定した額（当該額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 別表 省略 ○紀の川市生活支援ハウス運営事業実施要綱 （実費の負担） 第 7 条 利用者は、条例第 4 条に規定する費用のほか光熱水費その他の実費を負担しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市介護予防拠点施設条例第 6 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市介護予防拠点施設条例第 6 条、別表 紀の川市介護予防拠点施設管理規則第 6 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市介護予防拠点施設条例 （使用料） 第 6 条 施設を利用するときは、利用時間に従い、時間区分ごとに別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 別表 省略 ○紀の川市介護予防拠点施設管理規則 （使用料） 第 6 条 利用者は、前条に規定する許可書の交付時に条例第 6 条の規定に基づく施設の使用料を納付しなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用許可の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市介護予防拠点施設条例第 9 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市介護予防拠点施設条例第 9 条 紀の川市介護予防拠点施設管理規則第 7 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市介護予防拠点施設条例 （利用の拒絶又は取消し） 第 9 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の拒絶又は当該利用許可を取り消すことができる。 （1） 第 3 条に規定する事業目的に違反したとき。 （2） 前条第 1 号の規定に違反したとき。 （3） 不正な方法によって、利用の許可を受けたとき。 （4） この条例又は市長の指示に従わないとき。 （5） 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要であると認めたとき。 ○紀の川市介護予防拠点施設管理規則 （利用許可の取消し等） 第 7 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その利用許可の全部又は一部を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。 （1） 条例第 9 条各号に規定する事項に違反し、又は指示に従わないとき。 （2） この規則に規定する事項に違反し、又は指示に従わないとき。 （3） 許可された利用目的以外の目的に利用しようとしたとき。 （4） 不正な利用申請により、利用の許可を受けたとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の

	施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ※行政手続法第13条第2項第1号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市介護保険条例第 11 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市介護保険条例第 11 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市介護保険条例 （延滞金） 第 11 条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が 2,000 円以上(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 算定された延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。 3 第 1 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。 4 市長は、必要があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市介護保険条例第 16 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市介護保険条例第 16 条、第 20 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市介護保険条例 第 16 条 市は、第 1 号被保険者が法第 12 条第 1 項本文の規定による届出をしないとき（同条第 2 項の規定により当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。 第 20 条 第 16 条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。 2 第 16 条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日	令和4年3月31日
-------	-----------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市介護保険条例第 17 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市介護保険条例第 17 条、第 20 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市介護保険条例 第 17 条 市は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料に処する。 第 20 条 第 16 条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。 2 第 16 条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日	令和4年3月31日
-------	-----------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市介護保険条例第 18 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市介護保険条例第 18 条、第 20 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市介護保険条例 第 18 条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。 第 20 条 第 16 条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。 2 第 16 条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日
-------	-----------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市介護保険条例第 19 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市介護保険条例第 19 条、第 20 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市介護保険条例 第 19 条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第 150 条第 1 項に規定する納付金及び法第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。 第 20 条 第 16 条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。 2 第 16 条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日
-------	-----------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和元年 8 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料の減免の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市介護保険条例施行規則第 38 条第 3 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市介護保険条例施行規則第 38 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市介護保険条例施行規則 （保険料の減免） 第 38 条 条例第 13 条の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、その理由を詳記した介護保険料減免申請書（様式第 52 号）にその証拠となる書類を添付し、その事実の発生後速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該減免の期間が翌年度にわたる場合は、当初の申請書をもって、翌年度以降も申請があったものとみなすことができる。 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査し、減免の可否を決定し、介護保険料減免決定通知書（様式第 53 号）により当該申請者に通知しなければならない。 3 保険料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を変更し、又は取り消すものとする。 （1） 資力の回復その他の事情により、当該措置を変更する必要があると認められるとき、又は当該措置を行う必要がなくなったと認められるとき。 （2） 偽りの申請その他不正の行為によって当該措置を受けたと認められるとき。 4 市長は、前項の規定により変更又は取り消したときは、介護保険料減免変更通知書（様式第 54 号）又は介護保険料減免取消通知書（様式第 55 号）により通知しなければならない。 5 この規則で定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、別に定める。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞又は弁明の機会の付与 ※行政手続条例第 13 条第 2 項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り
備 考	
設 定 日	令和 2 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	登録の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当事業者の登録等に関する規則第 13 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当事業者の登録等に関する規則第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当事業者の登録等に関する... （登録の取消し） 第 13 条 市長は、次のいずれかに該当する場合においては、第 3 条第 1 項の登録を取り消すことができる。 (1) 登録事業者が、当該登録に係る基準該当事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、法指定基準に規定する基準該当事業所が満たすべき基準又は確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。 (2) 登録事業者が、法指定基準に規定する基準該当障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (3) 特例介護給付費等の請求に関し不正があったとき。 (4) 登録事業者が、前条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 登録事業者又は基準該当事業所の従業員が、前条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (6) 登録事業者が、不正の手段により第 3 条第 1 項の登録を受けたとき。 (7) 登録事業者が、法第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手当の返還
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市心身障害児扶養手当支給条例第 9 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市心身障害児扶養手当支給条例第 9 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市心身障害児扶養手当支給条例 （手当の返還） 第 9 条 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた者があるときは、市長は、その者に既に支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外。
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和元年 8 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	受給資格の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市心身障害児扶養手当支給条例施行規則第 6 条第 3 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市心身障害児扶養手当支給条例施行規則第 6 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市心身障害児扶養手当支給条例施行規則 （変更等） 第 6 条 受給者は、受給資格等に変更があったとき、又は次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに紀の川市心身障害児扶養手当受給資格変更及び喪失届出書（様式第 5 号。以下「変更等届出書」という。）を市長に提出しなければならない。 （1） 条例第 2 条第 1 項に規定する児童が死亡したとき。 （2） 条例第 2 条第 1 項に規定する要件に該当しなくなったとき、又は同条第 3 項に規定する要件に該当したとき。 2 市長は、前項の規定による変更等届出書を受理したときは、審査を行い、受給資格に該当しないことを認めたときは、紀の川市心身障害児扶養手当支給事由消滅通知書（様式第 6 号）により受給者に通知するものとする。 3 市長は、公簿等により受給資格が喪失することが確認できる場合は、受給者から変更等届出書の提出がなくても、受給資格を取り消すことができる。この場合において、市長は、支給が喪失する旨を紀の川市心身障害児扶養手当支給事由消滅通知書により通知するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	聴聞を付与するが、行政手続条例第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため手続を省略する。
備 考	
設 定 日	令和2年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保育料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市保育料徴収条例第 5 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市保育料徴収条例第 3 条、第 5 条、別表第 1 紀の川市保育料徴収条例施行規則第 3 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市保育料徴収条例 （保育料） 第 3 条 保育料は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 0 円 ア 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育認定子ども イ 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子ども （2） 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 別表第 1 で定める額 （保育料の徴収） 第 5 条 市長は、法附則第 6 条第 4 項の規定により、同条第 1 項に規定する特定保育所から保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）から第 3 条に定める保育料を徴収する。 2 市長は、市が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から教育又は保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から、第 3 条に定める保育料を徴収する。 別表 省略 ○紀の川市保育料徴収条例施行規則 （保育料の算定） 第 3 条 条例第 3 条第 2 号の規定により保育料等を算定するときは、「要保護世帯等」における母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯とは、児童扶養手当法

	(昭和 36 年法律第 238 号)に規定する児童扶養手当又は紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成 19 年紀の川市条例第 41 号)に規定する医療費を受給している世帯とする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	負担金の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例第 2 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例第 2 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例 （負担金） 第 2 条 事業を利用する児童の扶養義務者は、当該利用に係る負担金を納付しなければならない。 2 負担金の額は、月極で利用する児童 1 人につき月額 8,000 円とし、日割りで利用する児童 1 人については月額 1,000 円とする。ただし、日割りの利用に関しては、児童 1 人当たり 1 月の上限を 8,000 円とする。 3 扶養義務者は、当該月分を翌月 10 日までに納付しなければならない。ただし、災害その他特別の理由があると市長が認める場合は、納期限を延長することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農業振興課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用の取消し等
処 分 権 者	市長又は指定管理者
根 拠 規 定	紀の川市青洲の里農産物直売所条例第 10 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市青洲の里農産物直売所条例第 10 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市青洲の里農産物直売所条例 （使用の制限） 第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。 （1） 使用者が、許可を受けた目的に違反したとき。 （2） 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。 （3） 使用者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 （4） 天災地変その他やむを得ない事由があると認められるとき。 （5） 公益上必要があると認められるとき。 （6） 前各号に掲げる場合のほか、直売施設の管理上特に必要があると認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第 6 号に該当する場合は、この限りでない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農業振興課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市青洲の里農産物直売所条例第 13 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市青洲の里農産物直売所条例第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市青洲の里農産物直売所条例 （使用料） 第 13 条 使用者は、直売施設の使用に係る料金(以下「使用料」という。)として直売施設で販売した総売上額(消費税及び地方消費税を含む。)に 100 分の 30 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を市長に納付しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農地整備課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農地転用に伴う分担金の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市県営土地改良事業分担金徴収条例第 5 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市県営土地改良事業分担金徴収条例第 2 条、第 3 条、第 5 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市県営土地改良事業分担金徴収条例 (分担金の総額) 第 2 条 分担金の総額は、各年度ごとに当該事業に要する経費の総額(借入金の利子を含む。)のうち国庫補助金及び県負担金を除いたものを基準として、市が負担する分担金の額を超えない範囲内において市長が定める。 (分担金の徴収基準等) 第 3 条 分担金は、事業区域において県営土地改良事業に参加する農業経営者から徴収する。 2 分担金は、事業の実施によって受ける各人の利益の度合に応じて市長が定める。 (農地転用に伴う分担金) 第 5 条 市は、県が施行する土地改良事業であって別に県知事が指定するものの施行に係る地域内の農地が当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度が到来する以前に県知事が年度を指定する場合にあっては、当該指定に係る年度)から起算して 8 年を経過しない間に農地以外に転用される場合には、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき法第 3 条に規定する資格を有する者から分担金を徴収する。ただし、転用農地面積が県知事の指定する面積を超えない場合又は県知事が分担金の徴収を要しないものとして承認したときは、この限りでない。 2 前項の規定により徴収する分担金の額は、県知事の定めるところによりその徴収を受ける者が法第 3 条に規定する資格を有している転用農地の面積に応じて当該県営土地改良事業につき国から交付された補助金の額を割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農地整備課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農地転用に伴う分担金の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市農林事業分担金徴収条例第 4 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市農林事業分担金徴収条例第 3 条、第 4 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市農林事業分担金徴収条例 （分担金の額） 第 3 条 分担金の額は、事業に要する費用のうち補助金の額を除いたものを超えない範囲内において、当該事業の施行によって受ける利益を限度として市長が定める。 （農地転用に伴う分担金） 第 4 条 紀の川市が国及び県から補助金の交付を受けて行った事業に係る地域内の農地が土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 113 条の 3 第 3 項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日に属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が年度を指定する場合にあっては当該指定に係る年度)から起算して 8 年を経過しない間に農地以外に転用される場合には、当該事業に係る農地(以下「転用農地」という。)につき同法第 3 条に規定する資格を有する者から分担金を徴収する。ただし、転用農地の面積が県知事の指定する面積を超えない場合又は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合には、この限りでない。 2 前項により徴収する分担金の額は、県知事の定めるところにより、その徴収を受ける者が土地改良法第 3 条に規定する資格を有している転用農地の面積に応じて当該市営農業構造改善事業につき、国、県から交付された補助金の額を割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定事業者の指定等の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市企業立地促進条例第 10 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市企業立地促進条例第 4 条、第 5 条、第 10 条 紀の川市企業立地促進条例施行規則第 11 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市企業立地促進条例 （指定事業者） 第 4 条 市長は、第 1 条に定める目的の達成に寄与するものであると認める事業者に対し、指定事業者の指定を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付することができる。 （指定事業者の要件） 第 5 条 前条の指定を受けようとする事業者は、次に掲げる要件及び規則で定める要件を全て満たさなければならない。 （1） 投下固定資産総額が、新設にあっては 3 億円以上、移設又は増設にあっては 1 億円以上であること。 （2） 産業振興その他本市の施策に寄与する協定を締結すること。 （3） 法令違反等、社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと。 （4） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当せず、かつ、その役員（同法第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していないこと。 （5） 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。 （6） 5 人以上の新規常用雇用者を雇用すること。 （指定事業者の指定等の取消し） 第 10 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。 （1） 第 5 条の指定事業者の要件を欠くに至ったとき。 （2） 操業日から 10 年以内に当該事業所を休業又は廃業したとき。 （3） 偽りその他不正の手段により指定事業者の指定又は奨励金の交付を受けたとき。

	(4) 指定事業者の指定から奨励金の交付決定までの過程において、付した条件に違反したとき。 (5) この条例に違反したとき。 ○紀の川市企業立地促進条例施行規則 (指定の取消し等) 第 11 条 市長は、条例第 10 条の規定により指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消したときは、指定事業者の指定・奨励金交付決定取消通知書(様式第 13 号)により当該事業者に通知するものとする。 2 市長は、条例第 11 条の規定により奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還命令書(様式第 14 号)により行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	奨励金の返還命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市企業立地促進条例第 11 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市企業立地促進条例第 10 条、第 11 条 紀の川市企業立地促進条例施行規則第 11 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市企業立地促進条例 （指定事業者の指定等の取消し） 第 10 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。 （1） 第 5 条の指定事業者の要件を欠くに至ったとき。 （2） 操業日から 10 年以内に当該事業所を休業又は廃業したとき。 （3） 偽りその他不正の手段により指定事業者の指定又は奨励金の交付を受けたとき。 （4） 指定事業者の指定から奨励金の交付決定までの過程において、付した条件に違反したとき。 （5） この条例に違反したとき。 （奨励金の返還） 第 11 条 市長は、前条の規定による指定事業者の指定等の取消しを行ったときは、当該指定事業者に対し奨励金の全部又は一部を返還させることができる。 2 市長は、当該奨励金の額を変更すべきと認められるときは、当該奨励金の全部又は一部の返還、次の年度の奨励金との相殺その他必要な措置を講ずることができる。 ○紀の川市企業立地促進条例施行規則 （指定の取消し等） 第 11 条 市長は、条例第 10 条の規定により指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消したときは、指定事業者の指定・奨励金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により当該事業者に通知するものとする。 2 市長は、条例第 11 条の規定により奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還命令書（様式第 14 号）により行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和3年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定事業者の指定等の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例第 9 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例第 4 条、第 9 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例 （指定事業者の要件） 第 4 条 前条の指定を受けようとする宿泊施設事業者は、次に掲げる要件及び規則で定める要件を全て満たさなければならない。 （1） 投下固定資産総額が、新築にあつては 3,000 万円以上、増築にあつては 1,000 万円以上であること。 （2） 産業振興その他市の施策に寄与する協定を締結すること。 （3） 法令違反等、社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと。 （4） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当せず、かつ、その役員（同法第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していないこと。 （5） 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。 （指定事業者の指定等の取消し） 第 9 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。 （1） 第 4 条の指定事業者の要件を欠くに至ったとき。 （2） 新築にあつては営業日から 20 年以内に、増築にあつては 10 年以内に当該宿泊施設を休業又は廃業したとき。 （3） 偽りその他不正の手段により指定又は奨励金の交付を受けたとき。 （4） 指定事業者の指定又は奨励金の交付決定までの過程において、付した条件に違反したとき。 （5） この条例に違反したとき。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	奨励金の返還命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例第 10 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例第 9 条、第 10 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例 （指定事業者の指定等の取消し） 第 9 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。 （1） 第 4 条の指定事業者の要件を欠くに至ったとき。 （2） 新築にあつては営業日から 20 年以内に、増築にあつては 10 年以内に当該宿泊施設を休業又は廃業したとき。 （3） 偽りその他不正の手段により指定又は奨励金の交付を受けたとき。 （4） 指定事業者の指定又は奨励金の交付決定までの過程において、付した条件に違反したとき。 （5） この条例に違反したとき。 （奨励金の返還） 第 10 条 市長は、前条の規定による指定事業者の指定等の取消しを行ったときは、当該指定事業者に対し奨励金の全部又は一部を返還させることができる。 2 市長は、当該奨励金の額を変更すべきと認められるときは、当該奨励金の一部又は全部の返還、次の年度の奨励金との相殺その他必要な措置を講ずることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	観光振興課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用の拒否
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市観光自動車駐車場条例第 5 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市観光自動車駐車場条例第 5 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市観光自動車駐車場条例 （利用の拒否） 第 5 条 市長は、次に該当する場合においては、利用を拒否することができる。 （1） 駐車場の構造上駐車させることができないとき。 （2） 発火、引火又は爆発のおそれがあるものを積載しているとき。 （3） 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個 票 情 報 >

所 管 部 署	観光振興課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	市長又は指定管理者
根 拠 規 定	紀の川市細野溪流キャンプ場条例第 6 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市細野溪流キャンプ場条例第 6 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市細野溪流キャンプ場条例 （使用の制限等） 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。 （1） 使用者が、許可を受けた使用の目的に違反したとき。 （2） 使用者が、この条例又は市長の指示した事項に違反したとき。 （3） 使用者が、偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。 （4） 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。 （5） 前各号に掲げる場合のほか、キャンプ場の管理上特に必要があると認められるとき。 2 市長が、第 3 条の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、前項において「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	特になし
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ただし、場合により行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外もある。
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	観光振興課
適用日（掲載日）	令和4年5月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市細野溪流キャンプ場条例第7条第1項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市細野溪流キャンプ場条例第7条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市細野溪流キャンプ場条例 （使用料） 第7条 使用者は、市長にキャンプ場の使用に係る料金（以下「使用料」という。） を納入しなければならない。 2 使用料の額は別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算し た額の範囲内において、定めるものとする。 3 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、こ れを切り捨てるものとする。 4 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由 によりキャンプ場を使用できないときは、使用料の一部又は全部を還付するこ とができる。 5 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除するこ とができる。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個 票 情 報 >

所 管 部 署	観光振興課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	市長又は指定管理者
根 拠 規 定	紀の川市観光交流施設条例第 9 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市観光交流施設条例第 9 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市観光交流施設条例 （使用許可の取消し） 第 9 条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。 （1） 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき、又は施設を許可された使用目的以外に使用し、又は使用しようとしたとき。 （2） 許可に基づく権利を他人に譲渡し、又は使用させようとしたとき。 （3） 使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納入しないとき。 （4） 施設の設備、植栽物又は展示物を損傷し、又は損傷するおそれのあるとき。 （5） 市長の指示に従わないとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ただし、場合により行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外も有る
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	観光振興課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市観光交流施設条例第 10 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市観光交流施設条例第 10 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市観光交流施設条例 （使用料） 第 10 条 使用者は、市長に使用料を納めなければならない。 2 使用料は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。 3 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日
-------	-----------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	許可の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市法定外公共物管理条例第 8 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市法定外公共物管理条例第 8 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市法定外公共物管理条例 （許可の取消し等） 第 8 条 市長は、次の各号にいずれかに該当する場合は、占用者に対し、当該許可を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は第 4 条第 2 項の条件を変更し、若しくは新たな条件を付することができる。 （1） この条例の規定又は第 4 条第 1 項の許可に付した条件に違反したとき。 （2） 偽りその他不正な手段により、第 4 条第 1 項の許可を受けたとき。 （3） 許可に係る行為又は工作物が、法定外公共物の管理上著しい支障を生ずることとなったとき。 （4） 前 3 号に掲げるもののほか、公益上必要があると市長が認めたとき。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与

備考	
設定日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	占用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市法定外公共物管理条例第 11 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市法定外公共物管理条例第 11 条 紀の川市道路占用料徴収条例第 2 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市法定外公共物管理条例 （占用料） 第 11 条 市長は、占用者から占用料を徴収する。 2 占用料の額は、道路にあつては、紀の川市道路占用料徴収条例(平成 17 年紀の川市条例第 179 号。以下この項において「徴収条例」という。)第 2 条の規定を準用し、水路にあつては、徴収条例に準じて、その都度市長が定める。 ○紀の川市道路占用料徴収条例 （占用料の額） 第 2 条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表により難しいものについては、別表に準じてその都度市長が定める。 2 前項の規定にかかわらず、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条の規定により、非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定する額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項において定められた占用料の額の合計額が 100 円に満たない場合の占用料の額は、100 円とする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市法定外公共物管理条例第 18 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市法定外公共物管理条例第 18 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市法定外公共物管理条例 （過料） 第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。 （1） この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者 （2） この条例の規定による許可に付された条件に違反した者 2 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日
-------	-----------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市法定外公共物管理条例第 18 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市法定外公共物管理条例第 18 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市法定外公共物管理条例 （過料） 第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。 （1） この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者 （2） この条例の規定による許可に付された条件に違反した者 2 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日
-------	-----------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収（紀の川市債権管理条例第 7 条第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市道路占用料徴収条例第 5 条第 2 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市道路占用料徴収条例第 5 条 紀の川市債権管理条例第 7 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市道路占用料徴収条例 （督促及び延滞金） 第 5 条 法第 73 条第 1 項の規定による督促については、紀の川市債権管理条例（令和 2 年紀の川市条例第 30 号）第 6 条の規定を準用する。 2 占用料の延滞金は、紀の川市債権管理条例第 7 条及び附則第 5 項の規定を準用する。この場合において、「年 14.6 パーセント」とあるのは「年 14.5 パーセント」と、「年 7.3 パーセント」とあるのは「年 7.25 パーセント」と読み替えるものとする。 ○紀の川市債権管理条例 （延滞金） 第 7 条 公債権について前条の規定による督促を受けた者が、履行期限後にその納付額を納付する場合においては、当該納付金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該履行期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。 3 第 1 項の規定により延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 4 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域及び予定公園施設における使用料の徴収（第 13 条第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市都市公園条例第 29 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市都市公園条例第 13 条、第 29 条、別表第 2
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市都市公園条例 （使用料） 第 13 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 9 条第 1 項の許可（以下「都市公園の使用の許可」という。）を受けた者は、別表第 2 に掲げる額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納付しなければならない。ただし、別表第 2 の 4 有料施設の使用料(1)桃源郷運動公園ア学習体験館の使用料の物品の展示販売、イ陸上競技場の使用料の温水シャワー、(3)紀の川市民公園イ紀の川市民体育館(備品、器具、附属設備等)の使用料の温水シャワー及びク管理棟の使用料については、この限りでない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 有料施設を使用する者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合における第 1 項に規定する使用料の額は、別表第 2 に掲げる額に、次に掲げる当該入場料等の額に応じた率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。 (1) 1,000 円未満 3 倍 (2) 1,000 円以上 3,000 円未満 4 倍 (3) 3,000 円以上 5,000 円未満 5 倍 (4) 5,000 円以上 6 倍 4 有料施設を使用する者が入場料等を徴収しない場合における第 1 項に規定する使用料の額は、別表第 2 に掲げる額に、次に掲げる使用区分に応じた率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。 (1) 式典又は集会等 2 倍 (2) 見本市、展示会その他営利及び営業宣伝を目的とする催物等 3 倍 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用）

	第 29 条 第 4 条から第 27 条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 別表第 2 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域及び予定公園施設における許可の取消し、原状回復命令等（第 17 条第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市都市公園条例第 29 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市都市公園条例第 17 条、第 29 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市都市公園条例 （監督処分） 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （2） 詐欺その他の不正な行為により許可を受けたとき。 （3） 許可を受けた目的に違反したとき。 （4） 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。 （5） 前各号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上特に必要があると認められるとき又は市長が適当でないと認めるとき。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 （1） 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 （2） 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。 （3） 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。 （4） 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。 3 前 2 項各号の規定による処分を受けたものが、損害を被ることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用） 第 29 条 第 4 条から第 27 条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱

	(市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ただし、場合により行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外もある
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域及び予定公園施設における措置命令（第 17 条第 2 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市都市公園条例第 29 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市都市公園条例第 17 条、第 29 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市都市公園条例 （監督処分） 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （2） 詐欺その他の不正な行為により許可を受けたとき。 （3） 許可を受けた目的に違反したとき。 （4） 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。 （5） 前各号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上特に必要があると認められるとき又は市長が適当でないと認めるとき。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 （1） 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 （2） 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。 （3） 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。 （4） 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。 3 前 2 項各号の規定による処分を受けたものが、損害を被ることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用） 第 29 条 第 4 条から第 27 条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可等の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	和歌山県屋外広告物条例第 16 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	和歌山県屋外広告物条例第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 17 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○和歌山県屋外広告物条例 （許可の期間及び条件） 第 9 条 知事は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。 2 前項の許可等の期間は、第 7 条第 1 項又は第 2 項に係るものにあつては同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けることとなった日から起算して 3 年を超えない範囲内、それ以外のものにあつては 3 年を超えない範囲内において規則で定める。 3 知事は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。 （変更等の許可等） 第 10 条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可等を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。 2 知事は、前項の規定による許可等をする場合においては、前条の規定を準用する。 （許可等の取消し） 第 16 条 知事は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。 （1） 第 9 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による許可等の条件に違反したとき。 （2） 第 10 条第 1 項の規定に違反したとき、又は同条第 2 項の規定による許可等の条件に違反したとき。

	(3) 次条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。 (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき。 (違反に対する措置) 第17条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。 2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	・和歌山県屋外広告物規制図 ・和歌山県屋外広告物の手引き ・魅力ある美しいまちわかやまをめざして 和歌山県屋外広告物ガイドライン ・高速道路等の沿道における屋外広告物設置基準の概要 ・和歌山県屋外広告物の手引き（別冊）高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準 ・和歌山県違反広告物指導マニュアル
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	広告物等の表示等の停止又は措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	和歌山県屋外広告物条例第 17 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	和歌山県屋外広告物条例第 17 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○和歌山県屋外広告物条例 （違反に対する措置） 第 17 条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は 5 日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。 2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
	参 考 資 料 ・和歌山県屋外広告物規制図 ・和歌山県屋外広告物の手引き ・魅力ある美しいまちわかやまをめざして 和歌山県屋外広告物ガイドライン ・高速道路等の沿道における屋外広告物設置基準の概要 ・和歌山県屋外広告物の手引き（別冊）高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準 ・和歌山県違反広告物指導マニュアル

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	入居決定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市営住宅条例第 10 条第 4 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市営住宅条例第 10 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市営住宅条例 （住宅入居の手続） 第 10 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 緊急時に市及び入居者と連絡ができる者（以下「緊急連絡人」という。）の連署する請書を提出すること。 （2） 第 18 条の規定により敷金を納付すること。 2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に緊急連絡人の連署を必要としないこととすることができる。 4 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に第 1 項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。 5 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項又は第 2 項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。 6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から 14 日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	社会福祉法人等の使用許可の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市営住宅条例第 48 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市営住宅条例第 48 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市営住宅条例 （使用許可の取消し） 第 48 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。 （1） 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 （2） 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市営住宅条例第 68 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市営住宅条例第 68 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市営住宅条例 （罰則） 第 68 条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	改良住宅の入居決定の取消し（紀の川市営住宅条例第 10 条第 4 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市改良住宅条例第 4 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市改良住宅条例第 4 条 紀の川市営住宅条例第 10 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市改良住宅条例 （準用） 第 4 条 第 1 条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第 4 条から第 12 条まで（第 4 条の 2 第 3 号及び第 4 号、第 5 条第 3 号イ、第 6 条第 1 項並びに第 7 条第 3 項を除く。）、第 14 条から第 30 条まで（第 20 条第 2 項及び第 28 条第 2 項を除く。）、第 33 条、第 40 条、第 41 条第 1 項（第 6 号を除く。）、第 2 項及び第 4 項、第 54 条から第 68 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、第 5 条第 3 号ア中「21 万 4 千円」とあるのは「15 万 8 千円」と、第 41 条第 4 項中「第 1 項第 2 号から第 5 号まで」とあるのは「第 1 項」と、「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「要領第 4 に規定する算出方法により算出した額」と読み替えるものとする。 ○紀の川市営住宅条例 （住宅入居の手続） 第 10 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 緊急時に市及び入居者と連絡ができる者（以下「緊急連絡人」という。）の連署する請書を提出すること。 （2） 第 18 条の規定により敷金を納付すること。 2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に緊急連絡人の連署を必要としないこととすることができる。 4 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に第 1 項

	のしるをしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。 5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項のしるをしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。 6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明しる	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料（紀の川市営住宅条例第 68 条準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市改良住宅条例第 4 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市改良住宅条例第 4 条 紀の川市営住宅条例第 68 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市改良住宅条例 （準用） 第 4 条 第 1 条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第 4 条から第 12 条まで（第 4 条の 2 第 3 号及び第 4 号、第 5 条第 3 号イ、第 6 条第 1 項並びに第 7 条第 3 項を除く。）、第 14 条から第 30 条まで（第 20 条第 2 項及び第 28 条第 2 項を除く。）、第 33 条、第 40 条、第 41 条第 1 項（第 6 号を除く。）、第 2 項及び第 4 項、第 54 条から第 68 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、第 5 条第 3 号ア中「21 万 4 千円」とあるのは「15 万 8 千円」と、第 41 条第 4 項中「第 1 項第 2 号から第 5 号まで」とあるのは「第 1 項」と、「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「要領第 4 に規定する算出方法により算出した額」と読み替えるものとする。
	○紀の川市営住宅条例 （罰則） 第 68 条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道経営課, 水道工務課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市工業用水道事業給水条例第 8 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市工業用水道事業給水条例第 8 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市工業用水道事業給水条例 （手数料） 第 8 条 手数料は、次の各号の区別により申込者が申込みの際、これを徴収する。 ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。 (1) 材料検査手数料 1 件につき 1,000 円 (2) 設計審査手数料 1 件につき 2,000 円 (3) 工事検査手数料 1 件につき 2,000 円 (4) 給水装置工事道路占用掘削申請手数料 1 件につき 3,000 円 (5) 諸証明手数料 1 件につき 200 円 2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道経営課, 水道工務課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市工業用水道事業給水条例第 13 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市工業用水道事業給水条例第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市工業用水道事業給水条例 (過料) 第 13 条 偽りその他不正行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道経営課, 水道工務課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市河北河南水道事業給水条例第 37 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市河北河南水道事業給水条例第 37 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市河北河南水道事業給水条例 （手数料） 第 37 条 手数料は、次の区別により申込者が申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。 (1) 給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 10,000 円 (2) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1 件につき 10,000 円 (3) 材料検査手数料 1 件につき 1,000 円 (4) 設計審査手数料 1 件につき 2,000 円 (5) 工事検査手数料 1 件につき 2,000 円 (6) 消防演習の立会料 1 回につき 5,000 円 (7) 給水装置工事道路占用掘削申請手数料 1 件につき 3,000 円 (8) 開栓手数料 1 栓 1 件につき 2,200 円 (9) 諸証明手数料 1 件につき 200 円 2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道経営課, 水道工務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	料金を免れた者に対する過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市河北河南水道事業給水条例第 43 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市河北河南水道事業給水条例第 43 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市河北河南水道事業給水条例 （料金を免れた者に対する過料） 第 43 条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	水道工務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市河北河南水道事業給水条例第 42 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市河北河南水道事業給水条例第 42 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市河北河南水道事業給水条例 (過料) 第 42 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、5 万円以下の過料に処し、損害があったときは、これを賠償させることができる。 (1) 第 8 条の承認を受けないで給水装置の工事をした者 (2) 正当な理由がなくて、係員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき。 (3) この条例に定める手続を経ないで給水工事を行い、又は給水装置を使用した者 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規定若しくは指示に違反した者 (5) 第 18 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (6) 消防のため使用する場合のほか、市長の許可を受けないで公設消火栓を使用した者
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	弁明
備考	
設定日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	水道工務課
適用日（掲載日）	令和6年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定の停止
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市指定給水装置工事事業者規程第9条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市指定給水装置工事事業者規程第9条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市指定給水装置工事事業者規程 （指定の停止） 第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市農業集落排水処理施設条例第 12 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市農業集落排水処理施設条例第 12 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市農業集落排水処理施設条例 （使用料） 第 12 条 利用者は、処理施設の維持管理等に要する経費として別表に定めるところにより算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を納めなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときには、使用料の一部又は全部を免除することができる。 2 使用料の納期限は、規則で定める。 3 処理施設の利用者が、休止又は廃止について届出をしないときは、当該処理施設を引き続き利用している者とみなす。 4 月の途中において処理施設への排水を開始、休止、廃止又は休止中のものを再開したときは、当該処理施設を 1 箇月利用しているものとみなす。ただし、14 日以内については、徴収しないものとする。 5 第 4 条に規定する供用開始日から 3 年を経過して、排水設備を設置していない利用者は、別表に定める基本料金を納めなければならない。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市農業集落排水処理施設条例第 14 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市農業集落排水処理施設条例第 14 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市農業集落排水処理施設条例 （罰則） 第 14 条 市長は次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5 万円以下の過料を科することができる。 （1） 第 6 条の規定に違反した者 （2） 第 7 条の規定に違反した者 （3） 第 8 条の規定に違反した者 （4） 第 9 条の規定に違反した者
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日
-------	-----------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市農業集落排水処理施設条例第 15 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市農業集落排水処理施設条例第 15 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市農業集落排水処理施設条例 （過料） 第 15 条 市長は、詐欺その他の不正の行為によって使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）に相当する金額以下の過料を科することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	確認の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市農業集落排水処理施設条例施行規則第 4 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市農業集落排水処理施設条例施行規則第 4 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市農業集落排水処理施設条例施行規則 （計画の確認及び確認の取消し） 第 4 条 市長は、前条の申請を確認したときには、排水設備新設（改造・修理・撤去）計画確認書（様式第 3 号）を交付するものとする。 2 市長は、前項の確認書を交付した日から 1 年以内に排水設備の新設等の工事が完了しないときは、当該確認を取り消すことができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	排水設備を設置していない利用者に対する使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市農業集落排水処理施設条例施行規則第 9 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市農業集落排水処理施設条例施行規則第 9 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市農業集落排水処理施設条例施行規則 （使用料） 第 9 条 条例第 12 条の規定に基づく別表の基本料金を、排水設備を設置してない利用者についても徴収する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	分担金の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市農業集落排水事業分担金徴収条例第 3 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市農業集落排水事業分担金徴収条例第 3 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市農業集落排水事業分担金徴収条例 （分担金の徴収） 第 3 条 事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する。 2 前項の規定により徴収する分担金の額は、事業に要する費用の総額から補助金を差し引いた残額の範囲内において市長が定める。 3 分担金は、事業開始年度から事業完了年度までの各年度ごとに事業の進捗率に応じて徴収するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市公共下水道条例第 18 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市公共下水道条例第 18 条、第 19 条 紀の川市公共下水道条例施行規則第 13 条の 2、第 14 条 紀の川市河北河南水道事業給水条例施行規程第 24 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市公共下水道条例 （使用料の徴収及び納期限） 第 18 条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。 2 使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、水道使用料と同一の方法により徴収する。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。 3 使用料の納期限は、規則で定める。 4 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を一時使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めたときに行う。 （使用料の算定方法） 第 19 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 （1 月当たり） 表 省略 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。 （1） 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とし、当該使用水量は、紀の川市河北河南水道事業給水条例（平成 17 年紀の川市条例第 193 号。以下「給水条例」という。）の規定によるものとする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確認す

	ることができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。 (2) 給水装置の故障等により水道の使用水量と公共下水道に排除する汚水の量が著しく異なることが明白である場合は、市長が汚水の量を認定することができる。 (3) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。 (4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、その申告書の記載内容を検討してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 3 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときにおける水道使用量の算定は、給水条例第 33 条の規定によるものとする。 ○紀の川市公共下水道条例施行規則 (納期限) 第 13 条の 2 条例第 18 条第 3 項の規則で定める納期限は、紀の川市河北河南水道事業給水条例施行規程(平成 17 年紀の川市企業管理規程第 7 号)第 24 条の規定によるものとする。 (排除汚水量の認定) 第 14 条 条例第 19 条第 2 項第 3 号の規定による水道水以外の水を使用したときの排除汚水量の認定は、次に定めるところによる。 (1) 水道水の計量装置と同種又は類似の計量装置が設けられている場合は、当該計量装置により計量した使用水量とする。この場合において、該当する使用者が料金算定の基準となる月の中途に、公共下水道の使用を開始したときは、その日から計量し算定する。 (2) 水道水以外の水を家事のみに使用した場合には、世帯員 1 人につき 1 使用月に 7 立方メートルの量をもって排除汚水量とみなす。この場合において、該当する使用者が料金算定の基準となる月の中途に、公共下水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときは、次に掲げる日数に基本水量を乗じて得た数を 31(1 月の日数を 31 日とする。)で除して得た量として算定する。(1 立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) ア 開始した場合は、その日からその日の属する月末までの日数 イ 中止し、又は廃止した場合は、その日の属する月の初日からその日までの日数 ウ 月の中途において開始し、次の給水条例第 31 条第 1 項に定める定例日までに中止し、又は廃止し、その間の日数が 1 月に満たない場合は、その日数 (3) 水道水以外の水及び水道水を併用して家事のみに使用している場合は、前号の規定により算出した量の 3 分の 1 の量をもって当該水道水以外の水の排除汚水量とみなす。(1 立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)ただし、市長が必要と認める場合は別に定める。 (4) 水道水以外の水を営業用に使用する場合その他前 3 号以外の場合は、人員その他の態様を勘案して市長が定める。 2 前項の規定により認定した排除汚水量は、別に変更しない限り、毎使用月同量とみなす。 3 条例第 19 条第 2 項第 4 号の規定による申告は、排除汚水量認定申請書(様式第 16 号の 1)によるものとする。
--	---

	4 前項の申告により市長が排除汚水量を認定したときは、排除汚水量認定書(様式第 16 号の 2)を当該申告者に対して交付する。 ○紀の川市河北河南水道事業給水条例施行規程 (水道料金等の納入期限) 第 24 条 水道料金の納期限は、次に定めるところによるものとする。 (1) 納入通知書による場合は、毎定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長の定めた日をいう。)の属する月の前々月分については定例日の属する月の末日(取扱店の休業日の場合は、翌営業日)までとし、定例日の属する月の前月分については定例日の属する月の翌月末日(取扱店の休業日の場合は、翌営業日)までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、納期限を変更することができる。 (2) 口座振替による場合は、市長が定める振替指定日とする。 (3) 給水装置の使用を中止し、休止し、又は廃止したときは、その都度徴収することができる。 2 条例及びこの規程により納付しなければならない水道料金以外の料金、手数料その他の費用の納入期限は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から 14 日以内とする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	改善命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市公共下水道条例第 24 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市公共下水道条例第 24 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市公共下水道条例 （改善命令） 第 24 条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水施設又は 除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施 設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	特定事業場の水質にかかる処分については、下水道法第 37 条の 2 によること
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市公共下水道条例第 37 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市公共下水道条例第 37 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市公共下水道条例 （罰則） 第 37 条 次の各号に掲げる者は、5 万円以下の過料に処する。 （1） 第 5 条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者 （2） 第 6 条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 （3） 排水設備等の新設等を行って第 7 条第 1 項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 （4） 第 10 条又は第 12 条の規定に違反した使用者 （5） 第 13 条に規定する届出を怠った者 （6） 第 14 条の規定による命令に違反した者 （7） 第 21 条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 （8） 第 30 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者 （9） 第 5 条第 1 項、第 26 条の規定による申請書又は図面、第 5 条第 2 項本文、第 13 条、第 15 条の規定による届出書、第 19 条第 2 項第 4 号の規定による申告書又は第 21 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜ 個 票 情 報 ＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜ 処 分 の 概 要 ＞

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市公共下水道条例第 38 条

＜ 処 分 基 準 ／ 聴 聞 ・ 弁 明 手 続 ＞

基 準 規 定	紀の川市公共下水道条例第 38 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市公共下水道条例 第 38 条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を 免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えな いときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市公共下水道条例第 39 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市公共下水道条例第 39 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市公共下水道条例 第 39 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜ 個 票 情 報 ＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和元年 8 月 31 日

＜ 処 分 の 概 要 ＞

不利益処分の名称	負担金の徴収猶予の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 7 条

＜ 処 分 基 準 ／ 聴 聞 ・ 弁 明 手 続 ＞

基 準 規 定	紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 7 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 （負担金の徴収猶予の取消し） 第 7 条 前条の規定により負担金の徴収猶予を受けた者は、その猶予に係る理由 が消滅したときは、遅滞なくその旨を下水道受益者負担金徴収猶予消滅届（様式 第 6 号）により市長に届け出るものとする。 2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は受益者の財産の状況その他 の事情の変化によりその徴収猶予を継続することが適当でないと認めたとき は、徴収猶予を取り消し、その徴収猶予に係る負担金を一時に徴収することが できる。 3 市長は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、その旨を下水道事業 受益者負担金徴収猶予取消通知書（様式第 7 号）により当該申請者に通知するも のとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与

備考	
設定日	令和2年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜ 個 票 情 報 ＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和元年 8 月 31 日

＜ 処 分 の 概 要 ＞

不利益処分の名称	負担金の減免の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 9 条

＜ 処 分 基 準 ／ 聴 聞 ・ 弁 明 手 続 ＞

基 準 規 定	紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 9 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 （負担金の減免の取消し等） 第 9 条 前条の規定により負担金の減免の決定を受けた者は、その減免に係る理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を下水道事業受益者負担金減免消滅届（様式第 11 号）により市長に届け出るものとする。 2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又はその減免を継続することが適当でないと認めたときは、その事由が発生した日後の負担金について減免を取り消すことができる。 3 市長は、前項の規定により減免を取り消したときは、その旨を下水道事業受益者負担金減免取消通知書（様式第 12 号）により当該申請者に通知するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与

備考	
設定日	令和2年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	分担金の賦課及び徴収（紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 7 条第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例第 3 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例第 3 条 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 6 条、第 7 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例 （準用規定） 第 3 条 この条例に定めるもののほか、受益者分担金の徴収に関して必要な事項については、紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 20 年紀の川市条例第 31 号。以下「負担金条例」という。)第 3 条以下の規定を準用する。 この場合において、「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。 ○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例 （各受益者の負担金の額） 第 6 条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が紀の川市公共下水道条例（平成 20 年紀の川市条例第 30 号。以下「下水道条例」という。）第 5 条に規定する申請書に記載された建物の敷地面積から算定される地積割額及び 1 敷地あたり賦課される定額割額の合計金額とし、その金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。 表 省略 （負担金の賦課及び徴収） 第 7 条 市長は、前条の規定に基づく負担金の額を受益者に賦課するものとする。 2 市長は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。 3 負担金は、原則として一括徴収するものとする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和元年 8 月 31 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	分担金の徴収猶予の取消し等（紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 7 条準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則第 2 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則第 2 条 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 7 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則 （準用規定） 第 2 条 受益者分担金の徴収に関して必要な事項については、紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(平成 20 年紀の川市規則第 25 号)第 2 条以下の規定を準用する。この場合において「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。 ○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 （負担金の徴収猶予の取消し） 第 7 条 前条の規定により負担金の徴収猶予を受けた者は、その猶予に係る理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を下水道受益者負担金徴収猶予消滅届(様式第 6 号)により市長に届け出るものとする。 2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は受益者の財産の状況その他の事情の変化によりその徴収猶予を継続することが適当でないと認めたときは、徴収猶予を取り消し、その徴収猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。 3 市長は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、その旨を下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第 7 号)により当該申請者に通知するものとする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和 2 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜ 個 票 情 報 ＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和元年 8 月 31 日

＜ 処 分 の 概 要 ＞

不利益処分の名称	分担金の減免の取消し等（紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 9 条準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則第 2 条

＜ 処 分 基 準 ／ 聴 聞 ・ 弁 明 手 続 ＞

基 準 規 定	紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則第 2 条 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 9 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則 （準用規定） 第 2 条 受益者分担金の徴収に関して必要な事項については、紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(平成 20 年紀の川市規則第 25 号)第 2 条以下の規定を準用する。この場合において「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。 ○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 （負担金の減免の取消し等） 第 9 条 前条の規定により負担金の減免の決定を受けた者は、その減免に係る理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を下水道事業受益者負担金減免消滅届(様式第 11 号)により市長に届け出るものとする。 2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又はその減免を継続することが適当でないと認めたときは、その事由が発生した日後の負担金について減免を取り消すことができる。 3 市長は、前項の規定により減免を取り消したときは、その旨を下水道事業受益者負担金減免取消通知書(様式第 12 号)により当該申請者に通知するものとする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和 2 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第 9 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第 9 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例 （指定の取消し又は一時停止） 第 9 条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は 1 年を超えない範囲内において市長が定める期間、指定の効力を停止することができる。 （1） 第 2 条第 1 項各号に適合しなくなったとき。 （2） 第 5 条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。 （3） 第 13 条第 1 項の規定に違反したとき。 （4） 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （5） 排水設備等の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。 （6） 不正の手段により指定工事店としての指定を受けたとき。 2 前項の規定による処分をしたときは、その旨を当該指定工事店に通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	聴聞又は弁明の機会の付与

聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	責任技術者の登録の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第 15 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第 15 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例 （責任技術者の登録の取消し又は停止） 第 15 条 市長は、責任技術者が下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに違反したときは、登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内において市長が定める期間、登録の効力を停止することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第 17 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第 17 条 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第 10 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例 （手数料） 第 17 条 指定工事店の指定等又は責任技術者の登録等を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。 （1） 指定工事店の指定 1 件につき 10,000 円 （2） 指定工事店の更新指定 1 件につき 5,000 円 （3） 責任技術者の登録 1 件につき 5,000 円 （4） 責任技術者の更新登録 1 件につき 2,500 円 2 既納の手数料は、返還しない。 ○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則 （手数料） 第 10 条 条例第 17 条第 1 項に規定する手数料は、申請又は登録の際に徴収するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市学校施設使用条例第 5 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市学校施設使用条例第 5 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市学校施設使用条例 （使用料） 第 5 条 使用の許可を受けた者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会において特別の事由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日
-------	------------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	学校給食費の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市学校給食費徴収条例第 2 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市学校給食費徴収条例第 2 条、第 3 条、第 4 条 紀の川市学校給食費徴収条例施行規則第 4 条、第 5 条、第 6 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市学校給食費徴収条例 （学校給食費の徴収） 第 2 条 市長は、学校給食を受ける児童及び生徒の保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。以下単に「保護者」という。）及びその他の学校給食の提供を受ける者から学校給食費を徴収する。 （学校給食費の額） 第 3 条 学校給食費の 1 食当たりの額は、次に掲げるとおりとする。 （1） 小学校の児童又は当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者 250 円 （2） 中学校の生徒又は当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 270 円 2 学校給食費の月額は、前項に規定する 1 食当たりの額に、その月の給食日数を乗じて得た額とする。ただし、市長は、必要に応じ額の調整及び精算を行うことができる。 （学校給食費の納期） 第 4 条 前条に定める学校給食費の納期は、教育委員会規則で定める。 ○紀の川市学校給食費徴収条例施行規則 （学校給食費の納付） 第 4 条 1 月当たりの学校給食費の概算納付額は、8 月を除き、条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する者にあつては月額 4,700 円とし、同項第 2 号に規定する者にあつては月額 5,000 円とする。 2 前項に定める額から算出する年間の学校給食費の概算納付額と、条例第 3 条第 1 項に規定する学校給食費 1 食当たりの額に年間の給食日数を乗じて得た額に差額がある場合は、その額に応じて年度の最終徴収月から順次遡って調整するものとする。 （学校給食費の額の調整） 第 5 条 条例第 3 条第 2 項ただし書の規定による学校給食費の額の調整は、次の

	各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 (1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する者(以下「児童等」という。)が食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の一部又は全ての提供を受けることができない場合 (2) 児童等が病気等のため、学校給食の提供を連続して 6 日以上受けることができない場合 (3) 児童等の転入、転出その他の事由により、年度の途中から学校給食の提供を受ける場合又は受けることができない場合 (4) 前 3 号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要であると認める場合 2 前項の規定による調整を行う場合は、小学校及び中学校の長は速やかに、紀の川市学校給食費調整届(様式第 1 号)により、教育委員会に届けなければならない。 (学校給食費の納期) 第 6 条 条例第 4 条の規則で定める学校給食費の納期は、各月の末日(12 月にあつては 25 日)とする。ただし、これらの日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、学校給食費の納期を変更することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用の停止又は取消し
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市公民館条例第 9 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市公民館条例第 9 条 紀の川市公民館条例施行規則第 8 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市公民館条例 (利用の停止又は取消し) 第 9 条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。 (1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。 (2) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (3) 利用の許可の条件に違反したとき。 (4) 公益の確保のため、特に必要があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において必要があると認めるとき。 2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその責めを負わない。 ○紀の川市公民館条例施行規則 (利用の変更及び取消し) 第 8 条 利用者が利用を取り消し、利用時間、日時、利用施設及びその他利用の目的等の変更をしようとするときは、直ちに紀の川市公民館施設利用許可変更(取消)申請書(様式第 3 号)に利用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して、支障がないと認めたときは、紀の川市公民館施設利用許可変更(取消)許可書(様式第 4 号)を当該申請者に交付するものとする。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱

	(市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ただし、場合により行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外もある
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市公民館条例第 10 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市公民館条例第 10 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市公民館条例 （使用料） 第 10 条 利用者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が公益上必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日
-------	------------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用の条件の変更、利用の停止及び許可の取消し
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市コミュニティ施設条例第 8 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市コミュニティ施設条例第 8 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市コミュニティ施設条例 （利用の条件の変更、停止及び許可の取消し） 第 8 条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （1） 第 5 条第 3 項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。 （2） 第 6 条の規定に違反したとき。 （3） 不正な手段によって、利用の許可を受けたとき。 2 管理者は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受けこれによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ただし、場合により行政手続条例第13条第2項第1号に該当し、適用除外もある
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市コミュニティ施設条例第 12 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市コミュニティ施設条例第 12 条、別表 紀の川市コミュニティ施設管理規則第 11 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市コミュニティ施設条例 （使用料） 第 12 条 利用者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 別表 省略 ○紀の川市コミュニティ施設管理規則 （使用料の納期） 第 11 条 条例第 12 条に規定する使用料は、第 5 条第 3 項に規定する利用許可書の交付の時にこれを納付しなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備考	
設定日	令和7年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用許可の制限及び取消し
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市教育集会所設置条例第 4 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市教育集会所設置条例第 4 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市教育集会所設置条例 （利用許可の制限及び取消し） 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を制限し、又は利用を取り消すことができる。 （1） 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 （2） 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 （3） 前 2 号に掲げるもののほか、教育集会所の管理及び運営上支障があると認められるとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ただし、場合により行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外もある
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市教育集会所設置条例第 5 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市教育集会所設置条例第 5 条、別表 紀の川市総合センター利用規則第 10 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市教育集会所設置条例 （使用料） 第 5 条 教育集会所を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、公用に利用し、又は直接公益を目的とする者で、紀の川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の事由があると認めたとき、及び市の助成団体が社会教育行事に利用するときは、その使用料を免除し、又は減額することができる。 別表 省略 ○紀の川市総合センター利用規則 （使用料の納入） 第 10 条 使用料の納入は、承認書の交付と同時に行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用の停止又は取消し
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市文化施設条例第7条第1項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市文化施設条例第7条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第13条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市文化施設条例 （利用の停止又は取消し） 第7条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。 （1） この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。 （2） 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 （3） 利用の許可の条件に違反したとき。 （4） 公益の確保のため、特に必要があるとき。 （5） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において必要があると認めるとき。 2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその責めを負わない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第13条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ただし、場合により行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外もある
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市文化施設条例第 8 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市文化施設条例第 8 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市文化施設条例 （使用料） 第 8 条 利用者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が公益上必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日
-------	------------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市歴史民俗資料館条例第 5 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市歴史民俗資料館条例第 5 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市歴史民俗資料館条例 （使用料） 第 5 条 資料館を利用する者は、施設利用に際し教育委員会の許可を受けるとともに、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日
-------	------------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則第 13 条第 2 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則第 13 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則 （利用者の遵守事項） 第 13 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 （1） 許可を受けた利用内容を変更しないこと。 （2） 資料館の施設又は設備を毀損し、又は汚損しないこと。 （3） 許可を受けた施設又は設備を転貸し、又は当該許可に基づく権利を譲渡しないこと。 （4） 館内の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。 （5） 許可を受けないで作品・物品等の販売、寄附金の募集、立看板の掲示その他これらに類する行為をしないこと。 （6） 前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障がある行為をしないこと。 2 教育委員会は、利用者が前項の規定に違反したときは、資料館の利用の許可を取り消すことができる。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与 ただし、場合により行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外もある
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	利用承認の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市総合センター利用規則第 7 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基 準 規 定	紀の川市総合センター利用規則第 7 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市総合センター利用規則 （利用承認の取消し） 第 7 条 市長は、第 4 条により利用を承認した者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認の全部若しくは一部を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。 (1) この規則に違反し、又は承認に伴う指示に従わないとき。 (2) 不正な利用申請により、利用の承認を受けたとき。 (3) 承認された利用目的以外に利用しようとしたとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ただし、場合により行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外もある
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用承認の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市総合センター桃山会館利用規則第 8 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市総合センター桃山会館利用規則第 8 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市総合センター桃山会館利用規則 （利用承認の取消し） 第 8 条 市長は、第 5 条により利用を承認した者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認の全部若しくは一部を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。 （1） この規則に違反し、又は承認に伴う指示に従わないとき。 （2） 不正な利用申請により、利用の承認を受けたとき。 （3） 承認された利用目的以外に利用しようとしたとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ただし、場合により行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外もある
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用の停止又は取消し
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市社会体育施設条例第 5 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市社会体育施設条例第 5 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市社会体育施設条例 （利用の制限） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、利用を制限し、停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。ただし、この場合に生じた損害については、その賠償の責めを負わない。 （1） 利用目的又は条件に反したとき。 （2） この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。 （3） 前 2 号に掲げるもののほか、管理者において必要があると認めたとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	令和元年 8 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市社会体育施設条例第 6 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市社会体育施設条例第 6 条、別表第 2
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市社会体育施設条例 （使用料） 第 6 条 管理者において施設の利用を認めたときは、別表第 2 に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を前納するものとする。ただし、温水シャワーについては、この限りでない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の利用内容によっては、使用料を減額し、又は免除することができる。 （1） 地方公共団体の公用に供する場合 （2） 公益のための講演、研修、諸会議その他体育諸行事 （3） 前 2 号に掲げるもののほか、管理者において必要があると認めたとき。 4 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の場合は、その全部又は一部を還付する。 （1） 利用者の責めでない事由により、利用できない場合 （2） 前条第 3 号により、利用の許可を取り消された場合 （3） 利用前に、利用許可申請を取り消し、又は変更の申出をし、管理者がその事由を認めたとき。 別表第 2 省略
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 2 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用承認の取消し等
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市那賀 B&G 海洋センター条例第 5 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市那賀 B&G 海洋センター条例第 5 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市那賀 B&G 海洋センター条例 （利用承認の取消し等） 第 5 条 紀の川市教育委員会（以下「管理者」という。）は、那賀プールを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の承認を取り消し、又は利用の方法を制限し、若しくは中止させることができる。 （1） この条例に違反し、又は係員の指示に従わないとき。 （2） 利用の方法が不適當であるとき。 （3） 利用の条件に違反したとき。 （4） 偽りその他不正な手段により、那賀プールの利用の承認を受けたとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	紀の川市那賀 B&G 海洋センター条例第 6 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市那賀 B&G 海洋センター条例第 6 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市那賀 B&G 海洋センター条例 （使用料） 第 6 条 那賀プールを利用する者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、規則で定めるところによりその使用料を減額し、又は免除することができる。 別表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日
-------	------------------

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課, 都市計画課
適用日（掲載日）	令和 4 年 5 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市都市公園条例第 13 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市都市公園条例第 13 条、別表第 2
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市都市公園条例 （使用料） 第 13 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 9 条第 1 項の許可(以下「都市公園の使用の許可」という。)を受けた者は、別表第 2 に掲げる額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納付しなければならない。ただし、別表第 2 の 4 有料施設の使用料(1)桃源郷運動公園ア学習体験館の使用料の物品の展示販売、イ陸上競技場の使用料の温水シャワー、(3)紀の川市民公園イ紀の川市民体育館(備品、器具、附属設備等)の使用料の温水シャワー及びク管理棟の使用料については、この限りでない。 2 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 有料施設を使用する者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合における第 1 項に規定する使用料の額は、別表第 2 に掲げる額に、次に掲げる当該入場料等の額に応じた率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。 (1) 1,000 円未満 3 倍 (2) 1,000 円以上 3,000 円未満 4 倍 (3) 3,000 円以上 5,000 円未満 5 倍 (4) 5,000 円以上 6 倍 4 有料施設を使用する者が入場料等を徴収しない場合における第 1 項に規定する使用料の額は、別表第 2 に掲げる額に、次に掲げる使用区分に応じた率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。 (1) 式典又は集会等 2 倍 (2) 見本市、展示会その他営利及び営業宣伝を目的とする催物等 3 倍 別表第 2 省略

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課, 都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し、原状回復命令等（紀の川市民公園を除く。）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市都市公園条例第 17 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市都市公園条例第 17 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市都市公園条例 （監督処分） 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （2） 詐欺その他の不正な行為により許可を受けたとき。 （3） 許可を受けた目的に違反したとき。 （4） 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。 （5） 前各号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上特に必要があると認められるとき又は市長が適当でないと認めるとき。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 （1） 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 （2） 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。 （3） 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。 （4） 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。 3 前 2 項各号の規定による処分を受けたものが、損害を被ることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基

	づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁の機会の付与明 ただし、場合により行政手続条例第13条第2項第1号に該当し、適用除外もある
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課, 都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し、原状回復命令等（紀の川市民公園に限る。）
処 分 権 者	市長又は指定管理者
根 拠 規 定	紀の川市都市公園条例第 17 条第 1 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市都市公園条例第 17 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 ○紀の川市都市公園条例 （監督処分） 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （2） 詐欺その他の不正な行為により許可を受けたとき。 （3） 許可を受けた目的に違反したとき。 （4） 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。 （5） 前各号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上特に必要があると認められるとき又は市長が適当でないと認めるとき。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 （1） 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 （2） 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。 （3） 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。 （4） 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。 3 前 2 項各号の規定による処分を受けたものが、損害を被ることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条 市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基

	づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2 市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3 前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁の機会の付与明 ただし、場合により行政手続条例第13条第2項第1号に該当し、適用除外もある
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課, 都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令（紀の川市民公園を除く。）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市都市公園条例第 17 条第 2 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市都市公園条例第 17 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市都市公園条例 （監督処分） 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （2） 詐欺その他の不正な行為により許可を受けたとき。 （3） 許可を受けた目的に違反したとき。 （4） 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。 （5） 前各号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上特に必要があると認められるとき又は市長が適当でないと認めるとき。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 （1） 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 （2） 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。 （3） 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。 （4） 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。 3 前 2 項各号の規定による処分を受けたものが、損害を被ることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課, 都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令（紀の川市民公園に限る。）
処 分 権 者	市長又は指定管理者
根 拠 規 定	紀の川市都市公園条例第 17 条第 2 項

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市都市公園条例第 17 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市都市公園条例 （監督処分） 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （2） 詐欺その他の不正な行為により許可を受けたとき。 （3） 許可を受けた目的に違反したとき。 （4） 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。 （5） 前各号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上特に必要があると認められるとき又は市長が適当でないと認めるとき。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 （1） 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 （2） 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。 （3） 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。 （4） 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。 3 前 2 項各号の規定による処分を受けたものが、損害を被ることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課, 都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市都市公園条例第 31 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市都市公園条例第 31 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市都市公園条例 第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5 万円以下の過料に処する。 (1) 第 4 条第 1 項又は第 3 項(第 29 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第 4 条第 1 項各号に掲げる行為をした者 (2) 第 6 条(第 29 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第 6 条各号に掲げる行為をした者 (3) 第 17 条第 1 項又は第 2 項(第 29 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日
-------	------------------

不利益処分 ／ 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯スポーツ課, 都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	紀の川市都市公園条例第 32 条

< 処分基準／聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	紀の川市都市公園条例第 32 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	○紀の川市都市公園条例 第 32 条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その 徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を 超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日